

仕 様 書

1 件 名 事業承継支援業務委託

2 目 的

糸魚川市内事業者の事業及び資産の承継を支援することで、糸魚川市立地適正化計画における都市機能誘導区域内の商業を振興することを目的とする。

3 委託期間

令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

※ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委託期間中であつてもその契約を解除することができるものとする。

※活動状況により、最長3年まで更新することができる。

4 業務内容

本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 事業承継支援業務

①事業者アンケートの実施

・市内の事業者の、事業承継意向を探るアンケート調査を実施する。

②個別訪問によるヒアリング

・アンケート回答事業者を中心とした個別訪問を行う。

・「relay the local 糸魚川市」掲載事業者への継続的なフォローを行う。

③承継相談やマッチング相談の対応

・新潟県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、上記活動によって掘り起こされた承継意向のある事業者の支援を行う。

④「relay the local 糸魚川市」等を活用した承継推進

・オープンネームによる第三者承継を希望する事業者には、「relay the local 糸魚川市」掲載情報の整理や、買い手を探すためのPR支援等を行う。

・上記サイトを通じてカジュアル面談、現地面談に進んだ場合は、売り手、買い手の双方にとっての不安が解消されるよう、立会や現地案内等をフォローする。

⑤事業承継セミナーや個別相談会の実施

・「事業承継」に関する知識や現状を広く周知するためセミナーの開催や、個別相談会を実施する。

・参加された事業者には、③、④を活用した継続的な支援に繋げる。

⑥糸魚川駅周辺エリアの魅力化

・エリア内のインキュベーション施設等と連携し、糸魚川駅周辺エリアの魅力を高めるイベント企画、運営や、情報発信を行う。

(2) その他業務

糸魚川駅周辺エリアの商業振興や、首都圏企業等との関係性構築をミッションとする「地域活性化起業人（副業型）」と連携した活動を行う。

5 委託料

- (1) 委託料の額は、年間 240 万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。
- (2) 委託料は毎月分割して支払うものとする。受注者は、発注者に対して月末に支払いを請求し、発注者は、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 受注者は、活動実績等により契約額の減額が生じると認められる場合は、事前に発注者と協議した上で変更契約を締結し、精算する。

6 活動計画及び活動報告の提出等

- (1) 受注者は、契約日から 1 か月以内に 1 年間の活動計画を任意の様式により作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、月毎の活動計画書を発注者と協議のうえ策定し、毎月 10 日までに発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、月毎の活動状況報告書及び活動経費内訳書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、契約期間終了後 30 日以内に、当該年度の実績報告書を作成し発注者に提出するものとする。

7 経費等

隊員の活動に必要な経費等については、次のとおりとし、委託料に含むものとする。なお、活動経費等について疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議するものとする。

- (1) 車両、パソコン、携帯電話等、活動に必要な機材の借上げに係る費用
- (2) 住居の契約に係る初期費用及び賃借料（賃借料は、月額 50,000 円上限）
- (3) 在宅ワークに必要な環境整備に係る費用
- (4) 活動に必要な旅費（有料道路使用料を含む。）や車両の燃料費等
- (5) 研修等の経費
- (6) その他、隊員の活動として認められる経費

8 会計処理

会計処理は、次によるものとする。

- (1) 本業務専用の帳簿を設け、活動経費内訳書を作成するものとする。
- (2) 支出の根拠となる次の項目が明記してある請求書、領収書、振込依頼書等を毎月報告し保存するものとする。
 - ①あて先として受注者名等が記載されていること
 - ②発行した日付
 - ③金額
 - ④購入した物品等の内容
- (3) 受注者は、本業務の実施期間満了時に、上記 (1) (2) を発注者へ提出することとし、日ごろから整理することとする。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を受託期間中及び受託期間終了後（隊員委嘱期間終了後）も他に漏らしてはいけない。
- (2) 委託業務に関する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (3) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合には、委託期間中、委託期間終了後に関わらず協力するものとする。
- (4) 発注者は必要がある場合、本業務に関して受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることのできる。
- (5) 受注者は本業務を遂行する上で事故等の発生により業務に支障を生じ、又は生じると認められるときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (6) 上記事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。